

J Aいわて平泉における持続化給付金の申請支援について

1. 目的

持続化給付金（以下、「給付金」）は、経済政策・令和2年度補正予算の成立により、5月1日から申請が開始されました。

新型コロナウイルスの影響が長期化するなか、農家経営の悪化が懸念されており、組合員の営農の維持・安定に向け、当JAとしても申請支援に取り組めます。

2. 支援内容

- ①給付金申請にかかる相談、助言、情報提供
- ②給付金の試算
- ③給付金申請にかかる手続き資料等のチェック

※本申請手続き（WEB申請）は、本人による手続きを基本としますが、WEB申請が困難な組合員に対しては、国が設置する「申請サポートキャラバン隊会場」の利用をお願いいたします。

3. 持続化給付金の申請支援にかかる承諾書

JAは事業を通じて組合員の取引情報や口座情報を管理しており、それら情報を利用することで、円滑な申請支援を進めるところです。このことから、支援実施にあたっては、「持続化給付金の申請支援にかかる承諾書」の提出を求めます。

4. 支援体制

- ①当面は、新型コロナウイルス感染症拡大により減収割合が大きい畜産農家・花き農家を中心に対応いたします。

- ②その他対応

JAいわて平泉の「ホームページ」に制度の概要、申請支援、試算シートを公開し、広く周知します。

相談対応については、畜産農家は畜産部で、園芸農家は園芸課で対応いたします。

5. 支援対応部署

畜産部（畜産課）、営農部（営農振興課、園芸課）